

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

事業名 ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部県民文化局文化創造課文化振興係 電話番号：058-272-1111(内 2458)

E-mail：c11146@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 12,392 千円(前年度予算額：12,448 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	12,448	0	0	0	0	0	0	0	12,448
要求額	12,392	0	0	0	0	0	0	0	12,392
決定額	12,392	0	0	0	0	0	0	0	12,392

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

ぎふ清流文化プラザにおいて開催される公演などを、誰もが快適に観覧できるよう、カフェ及び子育て支援スペースの設置運営を支援する。

(2) 事業内容

子育て支援スペース運営事業 12,046 千円

子どもの一時的預かり、親子で過ごす広場の提供や無料子育て相談の実施等を行う子育て支援スペースを運営する。

カフェ運営事業 346 千円

ぎふ清流文化プラザ来館者の利便性、快適性に資するため、飲食物を販売するほか、同施設が目指す「障がい者の文化芸術活動の拠点」としての取組みの一つとして、障がい者の文化芸術作品等の店内展示等を行うカフェの設置運営を運営する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県有施設であるぎふ清流文化プラザの利便性向上を図るものであるため、補助対象経費を県が全額負担する。

- (4) 類似事業の有無
なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	12,392	(公財)岐阜県教育文化財団への補助金
合計	12,392	

決定額の考え方

4 参考事項

- (1) 各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略による位置づけ

3 地域にあふれる魅力と活力づくり

- (1) 地域の魅力の創造・伝承・発信

「清流の国ぎふ」文化・芸術の創造・伝承

- (2) 事業主体及びその妥当性

事業主体：(公財)岐阜県教育文化財団

妥当性等：当該財団は、ぎふ清流文化プラザの指定管理者であることから、
本事業の主体として妥当である。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

補助事業名	ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金
補助事業者（団体）	（公財）岐阜県教育文化財団 （理由）当該財団は、ぎふ清流文化プラザに拠点を置いており、さらには、同施設の指定管理者であるため、事業主体等して妥当である。
補助事業の概要	（目的）文化施設を快適に観覧するための環境整備 （内容）子育て支援スペースの運営業務 カフェ運営業務
補助率・補助単価等	定額・定率・ その他 （内容）県 10 / 10 （理由）県有施設であるぎふ清流文化プラザの利便性・快適性に資する事業であり、プラザ利用者へのサービス向上を図るものであるため、補助対象経費を県が全額負担する。
補助効果	文化施設の利便性、快適性を高める環境整備による県民サービスの向上
終期の設定	-

（事業目標）

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p>

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)

	H29年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	千円	千円	千円	(予算額) 12,448千円	(要求額) 12,392千円
指標 目標					
指標 実績				(推計値)	(推計値)
指標 達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

(前年度の成果)

子育て支援スペースの運営 子どもの一時預かり、親子ですごす広場の提供、無料子育て相談の実施 カフェの運営 ぎふ清流文化プラザ開館時間に飲食を提供

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 子育て支援スペースは建物の既存の部屋を利用して設置されているため採光や動線等が保育がしやすい環境であるとはいえないが、建物構造上改造が困難である。
--

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) : 必要性が高い : 必要性が低い	
(評価)	県民誰もが利用しやすい文化施設であるためには、カフェ、子育て支援スペースは最低限のサービス提供であり、必要性は非常に高い
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) : 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている : まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	ぎふ清流文化プラザに拠点を置き、指定管理者である(公財)岐阜県教育文化財団の役割として、同施設の利用者の利便性を図っている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) : 効率化は図られている : 向上の余地がある	
(評価)	カフェ、子育て支援スペースを民間に業務委託することにより、効率的に業務を行っている。

(事業の見直し検討)

幅広い年齢層、障がいの有無にかかわらず利用しやすい施設を実現するため、今後も事業の継続が必要である。
--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止
(理由)

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

事業名 ぎふ清流文化プラザ設備改修事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部県民文化局 文化創造課文化施設係 電話番号：058-272-1111(内2459)

E-mail：c11146@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 154,874千円(前年度予算額：47,947千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附 金	その他	県債	一般 財源
前年度	47,947	0	0	0	0	0	0	42,900	5,047
要求額	154,874	0	0	0	0	0	0	139,300	15,574
決定額	147,130	0	0	0	0	0	0	132,400	14,730

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・屋上部分の防水加工が経年劣化により失われつつあり、運転免許課のフロアで漏水が発生したため、応急処置にて対応している状態である。今後屋上防水の劣化が進み漏水箇所が広がると、運転免許の事務に加え、長良川ホール等の運営にも支障を来す可能性が高く、早期の改修が必要である。
- ・ボイラー設備は標準耐用年数を大きく経過しており、缶体燃焼室内部の腐食が激しく、缶体に漏れが生じた場合は修繕が不可能で使用が出来なくなり、全館運営業務の支障になるため修繕が必要である。
- ・長良川ホールの吊物の内、吊マイク設備と緞帳に不具合や破損が発生している。不具合や破損により、録音やホール音響に支障を来すほか、吊物が落下する危険もあるため、改修を実施する必要がある。

(2) 事業内容

- ・屋上防水の改修
- ・ボイラーの更新
- ・長良川ホール吊物機構の改修

(3) 県負担・補助率の考え方 県 10/10

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
工事請負費	151,176	・屋上防水の改修 ・ボイラーの更新 ・長良川ホール吊物機構の改修
工事委託料	3,365	・屋上防水改修に係る工事管理委託
旅費	34	・設計に係る業務旅費
消耗品費	134	・設計に係る事務消耗品・コピー代
燃料費	34	・設計に係る公用車燃料費
使用料及び賃借料	21	・設計に係る会議室借上げ料
役務費	110	・設計に係る電話代・郵送代
合計	154,874	

決定額の考え方

事業内容を精査し、所要額を計上します。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

施設の計画的修繕に関して、施設の長寿命化計画を策定予定

(2) 国・他県の状況

施設の老朽化対策は全国的な懸案事項となっており、地方公共団体は個別施設ごとの長寿命化計画を策定している。

(3) 後年度の財政負担

単年度事業

(4) 事業主体及びその妥当性

指定管理者との協定に基づき県が実施すべきもののみを対象とする

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
ボイラーの更新、屋上防水及び長良川ホール吊物機構の改修を行い、安定的な会館運営を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

施設の改修に係る業務であり、定量的な指標で表すことが困難であるため。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
ぎふ清流文化プラザ直流電源装置整流器盤更新工事
ぎふ清流文化プラザ長良川ホール舞台制御装置修繕工事
ぎふ清流文化プラザ屋上防水改修工事（設計）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
施設の修繕等を実施することにより、利用者に安心・快適に利用いただける施設づくりを行った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	<p>指定管理制度を導入するにあたり、県と指定管理者との間で下記の取り決めを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の大規模改修については、県の負担とする。 ・施設の修繕及び備品の負担区分については、 <u>修繕：60万円以上</u> <u>備品：10万円以上</u> を県負担とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	<p>計画的に修繕を実施することで、故障時の対応が容易にでき、公演休止やホールの休館等を防ぐことができる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	<p>指定管理者より修繕・更新を必要とする設備機器の優先順位を聴き取りながら、計画的に実施している。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 各種設備の経年劣化がすすむ中で、要修繕事項が増加してきている。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 設備の劣化状況に鑑み、計画的に修繕を実施していくほか、大規模な改修については財政当局と協議をしながら、円滑な施設の維持管理を行っていく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

事業名 飛騨センター設備改修事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部県民文化局 文化創造課文化施設係 電話番号：058-272-1111 (内 2459)

E-mail：c11146@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 255,552 千円 (前年度予算額：123,665 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	123,665	0	0	0	0	0	0	105,900	17,765
要求額	255,552	0	0	0	0	0	0	229,900	25,652
決定額	242,774	0	0	0	0	0	0	218,400	24,374

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・非常照明と非常用発電機切替え操作のための電源である蓄電池は、設置から8年が経過しており、点検の中で劣化症状が確認されている。故障した場合は非常照明が点灯せず、利用者の安全が確保できなくなる危険性があるため、更新する必要がある。
- ・加圧給水ポンプユニットは設置から19年が経ち、保守期限が切れていることから、部品交換による修繕が困難となっている。館内各所に給水する設備であり、ポンプが停止した場合は飲料水やトイレ排水等の使用ができなくなり、施設運営に多大なる支障を来すことになるため、更新が必要である。
- ・中央監視装置のリモート盤は、経年劣化により一部の機器の故障が発生している。故障した場合は、スプリンクラー等の消防設備類がすぐに作動しなくなり、利用者の安全が確保できなくなるため、更新する必要がある。
- ・空調の熱源装置である吸収式冷温水発生機の関連設備である冷却塔は、設置から19年が経過しており、経年劣化が進んでいる。吸収式冷温水発生機を稼働させるために必要な設備であり、館内の空調を適切に維持するために、予防保全として更新を実施する必要がある。
- ・飛騨センターの舞台設備は、全て設置から19年が経過しているが、飛騨芸

術堂吊物機構のワイヤーロープ更新を除き、大規模な設備改修は行われていない。各制御装置は既に生産終了しており、故障した場合は機器調整等に長期間を要することになり、イベント開催や貸館等の施設運営に多大なる支障を来すことになるため、予防保全として改修を実施する必要がある。

- ・ 飛騨センターのワイヤレスマイク設備は、全て開館当初に整備されたものであり、旧スプリアス規格の無線機器に該当する。旧スプリアス規格の無線機器は、令和4年12月1日以降の使用が法律で禁止されているため、館内全てのワイヤレスマイク設備を更新する必要がある。
- ・ 館内全ての電話設備は、設置後19年が経ち、経年劣化が進んでいる。施設利用者からの問い合わせの主な手段が電話であり、高山市の指定避難所や県の広域防災拠点として災害時の通信手段を確保しておく必要もあるため、予防保全として更新を行う必要がある。

(2) 事業内容

- ・ 蓄電池の更新
- ・ 加圧給水ポンプユニットの更新
- ・ 中央監視装置リモート盤の更新
- ・ 冷却塔2基の更新
- ・ コンベンションホール、ミニシアター及び飛騨芸術堂舞台設備の改修
- ・ ワイヤレスマイク設備の更新
- ・ 電話設備の更新

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

(4) 類似事業の有無

県民ふれあい会館設備改修事業費

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
工事請負費	255,552	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蓄電池の更新 ・ 加圧給水ポンプユニットの更新 ・ 中央監視装置リモート盤の更新 ・ 冷却塔2基の更新 ・ 舞台設備の改修 ・ ワイヤレスマイク設備の更新 ・ 電話設備の更新
合計	255,552	

決定額の考え方

事業内容を精査し、所要額を計上します。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

施設の計画的修繕に関して、施設の長寿命化計画を策定予定

(2) 国・他県の状況

施設の老朽化対策は全国的な懸案事項となっており、地方公共団体は個別施設ごとの長寿命化計画を策定している。

(3) 後年度の財政負担

単年度事業

(4) 事業主体及びその妥当性

指定管理者との協定に基づき県が実施すべきもののみを対象とする

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
蓄電池、加圧給水ポンプユニット、中央監視装置リモート盤、冷却塔2基、ワイヤレスマイク設備、電話設備の更新及びコンベンションホール、ミニシアター、飛騨芸術堂舞台設備の改修を実施し、安定的なセンター運営を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

県有文化施設の修繕に要する経費であり、その性質上、指標を設定することが困難なため。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
飛騨・世界生活文化センターペーパーライザー更新工事
飛騨・世界生活文化センター非常放送設備更新工事
飛騨・世界生活文化センター非常用発電機エンジン修繕工事
飛騨・世界生活文化センター飛騨芸術堂外壁塗装等改修工事

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
施設の改修等を実施することにより、センター利用者に安心・快適に利用いただける施設づくりを行った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	<p>指定管理制度を導入するにあたり、県と指定管理者間で下記の取り決めを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の大規模改修については、県の負担とする。 ・施設の修繕及び備品の負担区分については、 修繕：60万円以上 備品：10万円以上 を県負担とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	<p>計画的に修繕を実施することで、大規模な破損を防ぐことが出来るため、利用者の利便性向上のほか、結果的にコストの削減につながっている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	<p>指定管理者より修繕・更新を必要とする設備機器の優先順位の聞き取り調査を行いながら、計画的に実施する。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 各種設備の経年劣化が進む中で、大規模改修が必要になってきている。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 設備の劣化状況を鑑み、計画的に修繕を実施していくほか、大規模改修については財政当局と協議をしながら、円滑な施設の維持管理を行っていく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

事業名 国民文化祭派遣事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民文化局 文化創造課 文化創造係 電話番号：058-272-1111(内 2467)

E-mail：c11146@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,500 千円 (前年度予算額：750 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	750	0	0	0	0	0	0	0	750
要求額	1,500	0	0	0	0	0	0	0	1,500
決定額	1,500	0	0	0	0	0	0	0	1,500

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

全国の文化団体と交流・連携・創造の輪を広げることにより、県内文化団体を育成し、本県の文化振興に資するため、文化庁等が主催する国民文化祭へ出演する団体(者)に、激励金を支給する。

令和2年度開催予定だった「国民文化祭りやざき」が新型コロナウイルス感染症拡大のため令和3年度開催となり、令和3年度は宮崎県と和歌山県で2回の国民文化祭が開催される。そのため、1回の国民文化祭につき例年同額の予算が必要である。

(2) 事業内容

文化庁または開催県実行委員会が出演を決定した団体(者)へ激励金支給。
上限 5,000 円 (1 人当たり 1 回の上限額)

(3) 県負担・補助率の考え方

各地で地道に活動している文化団体の多くは規模が小さく、財務基盤が脆弱である。国民文化祭に参加したいが費用捻出が困難な団体にとって、当事業は、必要不可欠である。

岐阜県の激励金に係る「予算執行基準」の規定により、1人5,000円を上限

として、参加人数に応じ予算を配分する。

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	750	国民文化祭みやざき(R3 7/3~10/17) 激励金 新型コロナウイルス感染症拡大のため令和2年度から令和3年度に延期
	750	国民文化祭わかやま(R3 10/30~11/21) 激励金
合計	1,500	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
国民文化祭に出演する団体(者)を支援し、本県文化の発信及び芸術文化振興をはかる。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
申請者に対する支給率	0 (S62)	100% (H30)	100% (R1)	100% (R1)	100% (R3)	100% -

指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
第34回国民文化祭・にいがた2019
出演予定 4団体 64名
出演した団体に対し、激励金を支給する。

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
多くの文化団体が国民文化祭に出演し、岐阜県の文化活動を全国にPRし、他県の文化関係者との交流を深めることができた。
出演団体 4団体 64名 参加

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	地域の創造的で文化的な活動のための環境づくりを推進するため、事業の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	人的、財政的支援を通じ、県内の文化芸術事業の底上げにつながっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	事業事務費について、経費節減に努めている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 岐阜から遠距離で開催される際に、参加団体にかかる負担が大きく、参加団体、人数の減少がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 文化活動の支援、環境づくりのため事業を継続する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など	
--	--

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

事業名 芸術文化奨励費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民文化局文化創造課 文化創造係 電話番号：058-272-1111(内 2465)

E-mail：c11146@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,598 千円 (前年度予算額：3,808 円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,808	0	0	0	0	0	0	0	3,808
要求額	3,598	0	0	0	0	0	0	0	3,598
決定額	3,598	0	0	0	0	0	0	0	3,598

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

芸術文化の各分野において優れた業績を上げ、又は将来その成果が期待できる個人・団体を顕彰又は奨励し、芸術文化の振興を図る。

(2) 事業内容

岐阜県芸術文化顕彰及び奨励 (知事表彰)

・創設年度 顕彰：昭和26年度 (昭和34年度まで文化助成制度)

奨励：昭和49年度

・芸術文化の各分野において、優れた業績をあげているものを顕彰し、あるいは顕著な業績、活動を収め将来その成果が期待できるものを奨励し、もって本県の芸術文化の振興を図ることを目的とする。

(3) 県負担・補助率の考え方

文化芸術分野における顕彰事業は、文化活動の主体となる芸術家等の人材育成、芸術活動の活性化の一環であり、県が当該事業を実施し、経費を負担することは妥当である。

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	30	選考委員会謝金
旅費	20	選考委員会費用弁償
需用費	893	副賞(記念品)、一般消耗品、賞状等
役務費	4	返信用切手
委託料	2,622	看板作成委託業務、顕彰公演会開催委託料、記念写真
使用料	29	駐車場使用料
合計	3,598	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
継続的に芸術文化等の功績者を顕彰することにより本県文化の継承、創作活動及び芸術文化の振興を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
岐阜県芸術文化顕彰及び奨励表彰者数	0 (S26)	9 (H29)	8 (H30)	7 (R1)	7 (R3)	100%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
岐阜県芸術文化顕彰及び奨励（7名表彰予定）
選考委員会 令和2年11月開催予定
表彰式 令和2年3月開催予定（清流文化プラザ）

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
岐阜県芸術文化顕彰3名・団体、同奨励4名・団体(令和元年度)を表彰した。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、受賞者の業績を発表する場は中止し、芸術文化顕彰及び奨励表彰式のみ実施した。例年、過去受賞者の業績を発表する場を設け、優れた芸術に触れる機会を県民に提供することができている。本顕彰により、優れた業績に敬意を表するとともに、創造活動や文化芸術活動への寄与の意欲を喚起する。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	表彰だけでなく、受賞者による公演会を行い、受賞者の創造活動や文化芸術活動へのさらなる意欲向上を図り、県民に岐阜県の素晴らしい芸術文化を鑑賞する機会を設けることで、芸術文化の振興につながるため、事業の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	顕彰は、昭和26年創設以来、69回を数え、累計272人・団体を表彰。奨励は、昭和49年創設以来、46回を数え、累計225人・団体を表彰。例年、芸術文化顕彰3名程度、奨励5名程度が表彰されており事業効果が現れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	副賞について、平成22年度から、賞の趣旨に相応しく、また毎年恒例の表彰として継続して進呈できる記念品に見直した。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 推薦者（市町村、文化団体等）において幅広い表彰候補者の把握が必要である。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 本県の芸術文化活動の支援の一環として引き続き事業を継続していく。新型コロナウイルス感染症予防の対策を講じて実施していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	